

子どもの医療費助成事業

子どもの医療費を助成することにより、子育てしやすい環境を育むとともに、子育て世帯の負担軽減と転入及び定住を促進させることを目的として、三笠市が令和2年4月から実施している事業です。

子どもが医療機関等で健康保険による診療・調剤を受けた時に、入院・通院ともに医療費の一部負担金相当額を三笠市内で利用できる商品券で助成します。

1 対象者

三笠市内に住所がある子どもを扶養、又は三笠市内に住所があって進学等の理由により市外に住所がある子どもを扶養している保護者（医療保険各法の被保険者）です。

※子ども：満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの方
具体例として

- ・親は市外に住民票があるが、子どもは三笠市に住民票がある〔対象〕
- ・親は三笠市に住民票があるが、子どもは市外の学校に通学している〔対象〕
- ・親も子どもも市外に住民票がある〔対象外〕

次のようなときは助成が受けられません

- ・生活保護を受給しているとき
- ・保護者や同居している方が、三笠市の市税や使用料等を滞納しているとき
- ・健康保険に加入していないときなど

2 助成の内容

通院・入院にかかる保険診療の自己負担分について助成します。ただし、他の医療費助成制度が受けられる場合はその制度を優先し、なお残る自己負担分を助成します。

令和2年4月以降に受診された分の領収書で、申請日前1年以内のものを合算し、千円未満を切り捨てた金額を商品券に替えて交付します。なお、きょうだいなど世帯で合算しても構いません。

※助成の対象にならないもの

- ・学校内での傷病、疾病などで、日本スポーツ振興センター法が適用される医療費
- ・入院時の食事代など

3 申請方法

次の必要書類等を持参し、「三笠市子どもの医療費助成申請書」を担当窓口へ提出してください。

- ・医療費の領収書の原本（受診者氏名、受診日、保険点数、金額等の記載のあるもの）
- ・子どもの保険証
- ・本人確認書類（個人番号カード、運転免許証など）
- ・印鑑（同居者の印鑑も必要です。）

※代理人の場合は、代理人の本人確認書類と委任状が必要です。

4 商品券交付の方法

内容審査後に該当者に通知する「三笠市子どもの医療費助成決定通知書」と印鑑、本人確認書類を持参し、交付期間内に担当窓口でお受け取りください。

※毎月20日頃に取りまとめ、申請日の翌月中旬（下旬申請の場合は翌々月）に商品券を交付します。

※申請保護者以外の方が受け取る場合は、その方の本人確認書類と委任状が必要です。

5 変更届

申請書の記載事項（住所・氏名等）が変わった場合は、直ちに届出（三笠市子どもの医療費助成決定内容変更届出書）が必要です。印鑑を持参のうえ、担当窓口で手続き願います。

6 留意事項

- ・商品券は、三笠市商工会が発行する「みかさ共通商品券」（千円券）になります。
- ・交付月から6か月の有効期間内に指定のお店でご利用ください。（お釣りは出ません）
- ・商品券の再交付はできませんので、紛失、汚損、破損、盗難にご注意ください。
- ・交付決定が取り消された場合は、商品券や額面相当額の返還が生じることがあります。

◎担当窓口・問い合わせ先

三笠市幸町2番地

三笠市役所市民生活課保険医療係

電話01267-2-3188

申請はお早めに！溜めずに！

申請はお済ですか？

領収書を失くしてしまうケースがあります。

2～3か月毎を目途に早めに申請しましょう！